

建築基準関係規定(令第9条)に係る窓口

栃木市都市建設部建築指導課
令和7年4月1日現在

法令、条項		内容	該当有無	条例等	窓口	
消防法	第9条	火気使用に関する市町村条例	○	栃木市火災予防条例	市消防本部予防課予防係	0282-22-0072
	第9条の2	住宅用防災機器	○			
	第15条	映写室の構造設備	○			
	第17条	消防用設備等の設置、維持	○			
屋外広告物法	第3条	屋外広告物の禁止地域	○	風致地区 他	市都市計画課計画景観係	0282-21-2431
	第4条～第5条	広告物等の制限	○	栃木県屋外広告物条例	市都市計画課計画景観係	0282-21-2431
港湾法	第40条第1項	臨港地区内の分区内の規制	—	—	—	—
高圧ガス保安法	第24条	圧縮天然ガスの家庭用設備の設置	○	—	県工業振興課保安担当	028-623-3196
ガス事業法	第162条	ガス消費機器の基準適合義務	○	—	県工業振興課保安担当	028-623-3196
駐車場法	第20条	駐車場施設の附置義務	—	—	(市都市計画課計画景観係)	0282-21-2431
水道法	第16条	給水装置の構造及び材質	○	(栃木市水道事業給水条例)	市水道建設課給水係	0282-25-2105
下水道法	第10条第1項 第10条第3項	排水設備の設置等	○	(栃木市下水道条例)	市下水道建設課保全係	0282-25-2111
	第25条の2	浸水被害対策区域内における排水設備の技術基準	—	—		
	第30条第1項	事業所の排水設備の構造	○	(栃木市下水道条例)		
宅地造成及び特定盛土等規制法	第12条第1項 第16条第1項 第30条第1項 第35条第1項	規制区域内における盛土等の規制	○	—	県都市政策課盛土安全推進班	028-623-2801
			—			
流通業務市街地の整備に関する法律	第5条第1項	流通業務地区内の規制	—	—	(市都市計画課計画景観係)	0282-21-2431
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	第38条の2	液化石油ガス設備工事の基準適合義務 (特定供給設備以外の供給設備で貯蔵能力が五百キログラムを超えるものに限る)	○	栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例	市消防本部予防課危険物係	0282-22-0072
		液化石油ガス設備工事の基準適合義務 (上記以外)		—	県工業振興課保安担当	028-623-3196
都市計画法	第29条第1項 第29条第2項	開発行為の許可等	○	都市計画法に基づく開発行為の許可基準に関する条例 栃木市開発許可等審査基準	市都市計画課開発指導係	0282-21-2444
	第35条の2第1項	開発行為の変更許可等	○			
	第41条第2項	建築物の建ぺい率等の制限	○			
	第42条	開発許可を受けた土地の建築等の制限	○			
	第43条第1項	開発許可を受けた土地以外の建築等の制限	○			
特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律	第53条第1項	都市計画施設の区域内の建築許可 土地区画整理事業等の施行区域内の建築許可	○	栃木市都市計画法第53条の建築許可に関する要綱	市都市計画課計画景観係	0282-21-2431
	第5条第1項 ～第3項	航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音 障害防止特別地区内における建築の制限等	—	—	(市都市計画課計画景観係)	0282-21-2431
	第5条第4項	自転車等駐車場施設の附置義務	—	—	(市都市計画課計画景観係)	0282-21-2431
浄化槽法	第3条の2第1項	浄化槽によるし尿処理等	○	(栃木市浄化槽指導要綱)	市下水道建設課管理係	0282-25-2109
特定都市河川浸水被害対策法	第10条	特定都市河川流域における排水設備の技術基準	—	—	(市下水道建設課保全係)	0282-25-2111
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (バリアフリー法)	第14条第1項	特別特定建築物の移動等円滑化基準の適合義務	○	—	市建築指導課建築審査係	0282-21-2442
	第14条第2項	特別特定建築物の移動等円滑化基準の維持管理義務	○	—	市建築指導課建築審査係	0282-21-2442
	第14条第3項	特別特定建築物の移動等円滑化基準の付加	—	—	(市建築指導課建築審査係)	0282-21-2442
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 (建築物省エネ法)	第11条第1項	特定建築物の建築主の基準適合義務	○	—	市建築指導課建築審査係	0282-21-2442
都市緑地法	第35条	緑化地域内における緑化率の最低限度	—	—	(市都市計画課計画景観係)	0282-21-2431
	第36条	一の敷地とみなすことによる緑化率規制の特例	—	—	(市都市計画課計画景観係)	0282-21-2431
	第39条第1項	緑化率規制の最低基準	—	—	(市都市計画課計画景観係)	0282-21-2431